

一般財団法人宇治廃棄物処理公社における浸出水処理施設での 原水の河川放流並びに今後の対策等について

今般、一般財団法人宇治廃棄物処理公社（以下「公社」とする。）において、埋め立てを完了している第1期・第2期処分地から流れ出た水を処理する浸出水処理施設で、年に数度、長雨時等で多量の雨水が施設の原水槽に流れ込んだ際に、溢れることを防ぐため、緊急措置として原水槽の上部から「うわ水」部分を河川に放流していたことが判明いたしました。

本事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触する恐れのある事案と考えており、早急に、原水及び放流河川の水質調査を行うとともに、京都府山城北保健所の調査への協力及び指導に従い、さらなる今後の対応を検討したいと考えております。

本市といたしましては、改めて同公社への指導を徹底し、再発防止を図るとともに、市民の信頼回復に向けて最大限努めてまいります。

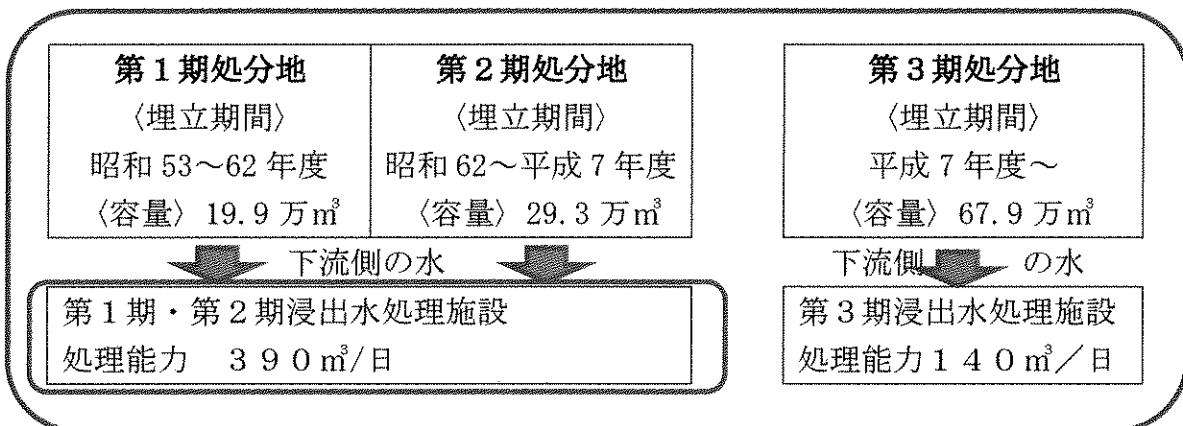
1. 経過

- ・ 8月13日（木）・19日（水）京都府の職員が公社に来社
　事実確認のうえ、早急な報告を求められるとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に抵触する恐れのある事案であるとの指摘を受ける
- ・ 8月20日（木）京都府山城北保健所に事実を報告、謝罪
- ・ 8月21日（金）京都府山城北保健所の緊急立ち入り検査・水質検査
- ・ 8月26日（水）公社が京都府知事あてに顛末書を提出
- ・ 8月27日（木）公社から市長への顛末書を受理

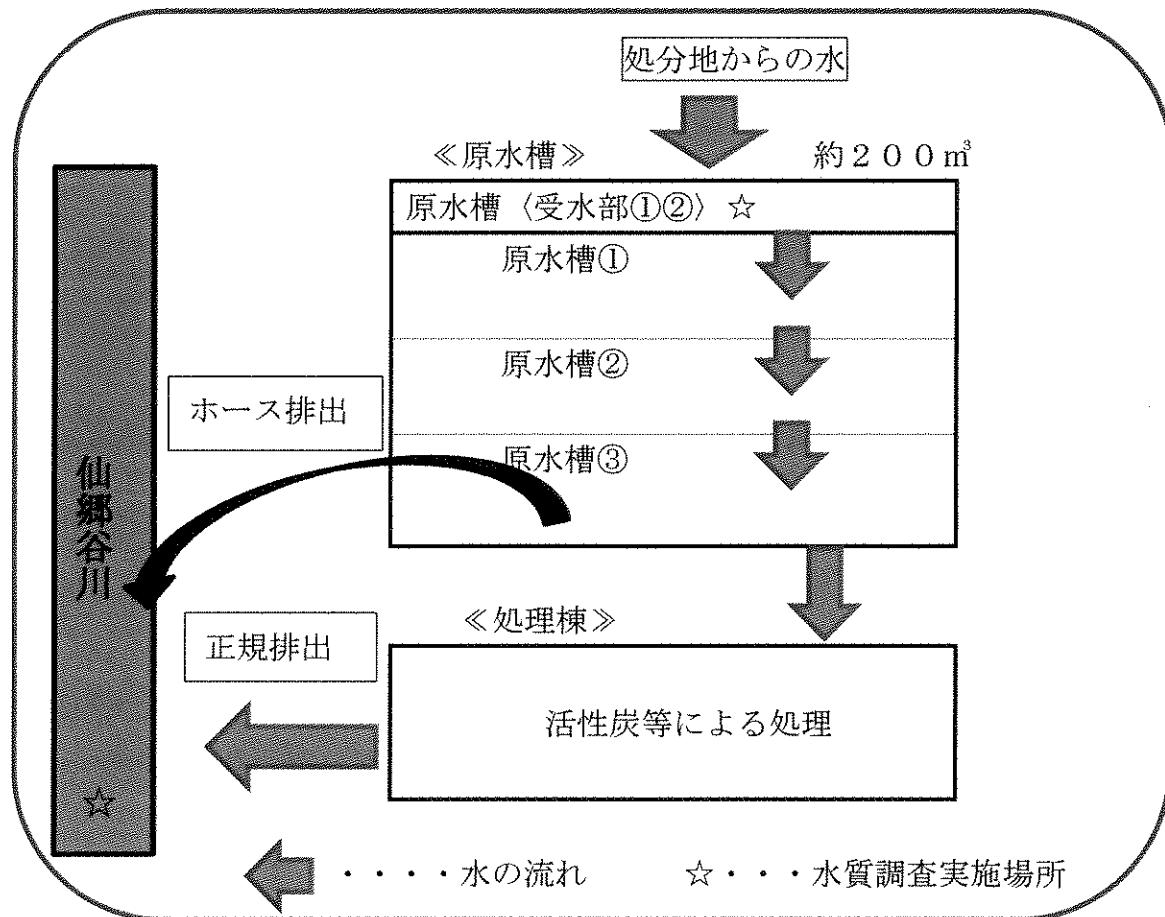
2. 発生場所について

第1期・第2期処分地（平成7年度埋立完了後、約25年経過）における浸出水処理施設

(1) 処分地位置図



(2) 第1期・第2期浸出水処理施設概略図



3. 排出時期について

少なくとも平成14年から、年数回程度（多いときで10回程度）、長雨時に処分地からの浸出水の流入量が多くなり、原水槽のオーバーフローが見込まれる時に緊急措置として、原水槽下流上部（上端からおよそ50cmの位置）に水中ポンプを設置し、排出していた。

4. 排出量について

少なくとも18年間×2回×1時間×15m³=540m³を河川に放流。
(ポンプ能力（1時間に15m³）・稼働時間（1時間から半日程度）により推定)

5. 対策について（オーバーフロー水について）

（1）応急・緊急対策

- ・バキュームカーを配置し、原水槽が溢れる可能性がある場合、応急的に原水をバキュームカーに積み込み、原水の処理を適正な廃棄物処理業者に委託して実施。
- ・現在埋め立て中の第3期処分地の浸出水処理施設に、オーバーフロー水を送る送水管の設置（設置・届出の完了を令和2年9月末に予定）

（2）恒久措置

- ・抜本的な対策実施のため、最終処分地の水処理に精通した業者にコンサルタントを委託して検討・実施。
- ・9月上旬までにコンサルタント業者を決定し、12月上旬に方針決定、施工内容によるものの、令和3年の出水期前を目指す。
(例) 旧埋立地部分を遮水シートで被い、端部に雨水側溝を設置して、埋立地に降った雨を雨水側溝に誘導して排出する等

（3）その他

- ・9月上旬までに、原水槽がオーバーフローする可能性がある場合の操作マニュアルを整理し、職員の指導を徹底。
- ・9月中に理事会を開催し、関係した職員の処分を検討。
- ・9月上旬に、水質管理担当者を設置。人員増により管理体制を強化。
- ・廃棄物処理や施設運営等の研修に参加し、規律意識の向上及びスキルアップを図る。
- ・原水槽の水質調査について、項目数を増やして行う。